**平成２４年（フ）第４１号**
長野県須坂市墨坂南１丁目３番16号　ディアスＣ棟101号室、前住所長野市松代町松代371番地の１
破産者　室賀　京子
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６８号**
長野市大字小柴見285番地３、前住所長野市上松５丁目７番21―406号　マック上松コート
破産者　塩澤比早江
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６７号**
岐阜県大垣市波須３丁目１番地16
破産者　立川　雅弘
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第４４０号**
静岡県浜松市中区泉２丁目13番14号　シャイニーハイツⅡ103、前住所静岡県浜松市南区楊子町153番地の５
破産者　伊藤　公明
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第２４８号**
愛知県一宮市八幡１丁目５番22号　ロックハイツ一宮201号
破産者　鷲津　秀樹
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第３７８号**
奈良県天理市前栽町175番地７
破産者　山本起三子
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第３１０号**
和歌山県紀の川市名手市場1228―７、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分787番地の２　501号
破産者　平岡　潤一
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１９号**
和歌山市四番丁26番地の２　302号
破産者　藤長賀津弘
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１０号**
和歌山県新宮市蜂伏６番３号
破産者　東　　洋三
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第１６７号**
鳥取県米子市両三柳597番地１、開始決定時の住所鳥取県米子市富益町５番地38
破産者　釜田　公文
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２１年（フ）第３０４号**
香川県丸亀市土器町東７丁目442番地１モントレゾール101号室、申立時の住所香川県高松市西ハゼ町275番地１、次の住所香川県丸亀市土器町北２丁目87番地オーヴＤｏｋｉＤ棟102号
破産者　吹田　健児
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４８７号**
香川県高松市元山町320番地３
破産者　竹本　律子（旧姓川西）
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第１７６号**
香川県さぬき市造田野間田626番地５
破産者　山下　　長
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第３０７号**
愛媛県喜多郡内子町中川４番地１
破産者　亀岡伸二郎
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３５５号**
福岡県八女市黒木町本分1232番地７
破産者　古賀　康生
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第２５号**
福岡県豊前市大字久路土909番地
破産者　宮崎　昭一
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２３年（フ）第２０５４号**
埼玉県白岡市篠津2807番地３、申立時の住所埼玉県蓮田市大字閏戸3835番地２
破産者　山田　正雄
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５０６号**
さいたま市見沼区春岡２丁目10番地２　ハイツベルフォート101
破産者　和氣　　純
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係